

警戒情報

長崎市消費者センター

## 消費者を守るネット通信(第168号)

配信日 令和2年11月5日

### 「長崎市からの委託」をかたる点検商法に注意

長崎市・市民相談に、次のような情報が寄せられました。

#### 【相談内容】

- 長崎市から委託を受けたという業者から「台風で被害があった世帯に長崎市から助成金が出る。被害状況確認のため自宅を点検させてほしい」との電話があった。
- 特に被害はないことを伝えるも、「詳しく点検しないとわからない」などとしつこく勧誘された。

#### 《アドバイス》

- 市役所の委託業者をかたる点検商法という悪質商法の手口の可能性があります。
- 長崎市が給付するのは、台風で半壊以上の被害を受けた住宅への見舞金だけで、事例のような詳しく見ないとわからない程度の被害への助成金などはありません。
- 点検商法は、「無料で点検」などの誘い文句から家に上がり込み、最終的に高額な工事契約を結ばせようとする悪質商法の手口です。
- 事例のような電話があっても、「必要ありません」ときっぱりと断ってください。

**長崎市消費者センター**（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**(または消費者ホットダイヤル**188**)

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)